

子ども・子育て会議令要綱

第一 委員の任期

子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の委員の任期は、二年とすること。（第一条関係）

第二 会長（第二条関係）

一 会議に、会長を置き、委員の互選により選任すること。（第二条第一項関係）

二 会長の事務及び職務代理について定めるものとする。（第二条第二項及び第三項関係）

第三 専門委員

一 会議に、専門委員を置くことができる。（第三条第一項関係）

二 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。（第

三条第二項関係）

三 専門委員は、非常勤とすること。（第三条第四項関係）

第四 部会

一 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。（第四条第一項関係）

二 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名すること。（第四条第二項関係）

三 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名すること。（第四条第三項関係）

四 部会長の事務及び職務代理について定めるものとする。（第四条第四項及び第五項関係）

第五 議事

会議の定足数及び議決方法について定めること。（第五条第一項及び第二項関係）

第六 庶務

会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理すること。（第六条関係）

第七 会議の運営

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めること。（第七条関係）

第八 施行期日

この政令は、平成二十五年四月一日から施行すること。（附則関係）